

令和5年度 一宮町

認可保育所（公立・私立）・認定こども園（私立：保育部）

入所・入園のご案内

（令和5年4月～令和6年3月入所分）

このご案内は、ご利用いただける保育施設について申込みに関する手続き方法を掲載しています。必ず全ての項目をお読みいただいた上で必要な手続きをおこなってください。

記載内容につきましては、令和4年10月現在での情報となります。保育料や施設情報に変更がありましたら、ホームページ等で改めてお知らせします。



一宮町キャラクター
一宮いっちゃん



○お問合せ先

一宮町子育て支援課子育て支援係

〒299-4396

千葉県長生郡一宮町一宮2457（役場庁舎2階）

電話：0475-42-1415（直通）

※受付時間 8:30～17:00（土日祝・年末年始除く）

はじめに

保育施設とは、保護者が就労や病気にかかっているなどの理由により保育することができない（保育の必要性の事由に該当する）お子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。そのため、集団生活を体験させたいといった理由だけで申込みすることはできません。

保育施設の運営は利用者が自己負担分として納入する保育料だけでなく、その多くが税金でまかなわれています。そのため利用者には、定められた手続きときまりに基づく厳正な利用が求められます。

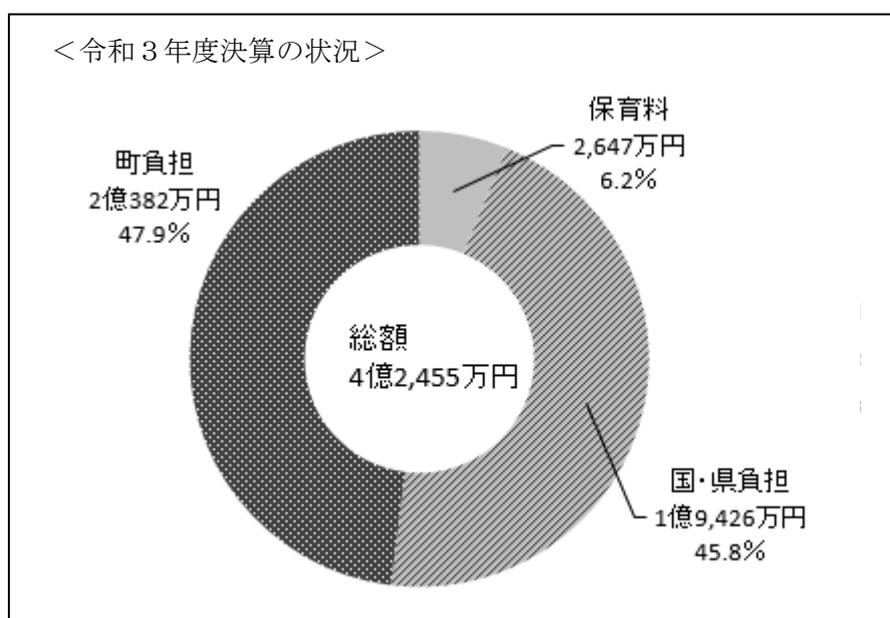
保育所運営の現状

保育所の運営経費を図に示しました。

保護者の方からの保育料は約 2,647 万円で保育所運営に必要な経費の約 6.2%※です。

保育所運営には多くの町民の皆さんの税金が使われています。保育料についても、より適正な負担を図るよう検討しています。

今後とも、限られた財源の中で、効率的な保育所運営に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。



【参考】入所児童ひとりあたりの経費（月額）

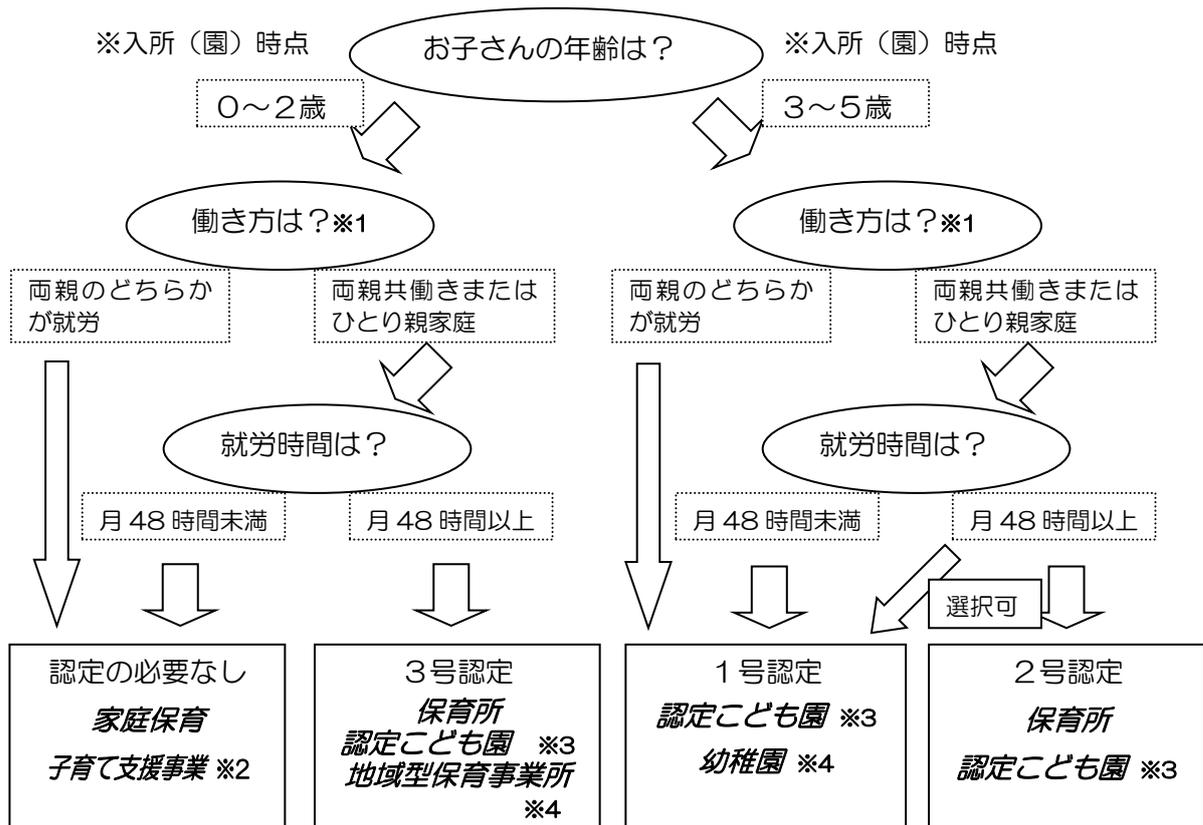
0歳児	約18.9万円
1・2歳児	約11.4万円
3歳児	約7.5万円
4・5歳児	約6.0万円

※ 保育所の運営経費

保育料の支払い方は施設によって異なり、保育所は町に、認定こども園は園に直接支払うシステムとなっています。図では、統計上4施設を保育所の徴収方法を基準として集計しています。

認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」では、すべての子どもが希望する教育や保育を受けることができるよう、ご家庭の働き方等の状況により利用施設や利用時間が決まります。



※1 就労以外に、妊娠・出産、保護者の疾病、障害、介護・看護など「保育を必要とする事由」(3ページ(3)をご覧ください)に該当する場合、2・3号認定を受けることができます。

※2 子育て支援事業には、一時保育事業や子育て支援センター事業等があります。子育て支援センター事業は、認定こども園及び私立保育園で実施します。上記に類する事業としていちのみや保育所では、親子教室・絵本貸出等実施しています。(12ページをご覧ください)

※3 幼稚園の教育と保育所の保育を一体的におこなう施設です。一宮町の2園は保育所に幼稚園の機能を備えた保育所型の認定こども園です。保護者が働いている・いないにかかわらず施設の利用が可能になりました。

※4 一宮町内にはありません。

支給認定について

保育所や認定こども園の利用を希望する場合は、支給認定を受ける必要があります。認定された場合、「支給認定証」を交付します。「支給認定証」は、申請や届出の際添付が必要になりますので大切に保管してください。

(1) 対象児童について

対象となる児童は、一宮町に住所を有する0歳～5歳までの集団生活が可能な児童です。

(2) 支給認定の種類について

教育・保育を必要とする事由や年齢に応じた3つの支給認定区分によって、利用できる施設などが決まります。

支給認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	教育を希望する満3歳以上	幼稚園※1・認定こども園（幼稚部分）
2号認定	保育を必要とする満3歳以上	保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	保育を必要とする満3歳未満	保育所・認定こども園（保育部分） 地域型保育事業等※2

※1 一宮町内にはありません。

※2 現在町内で利用できる地域型保育事業はありません。

(3) 保育を必要とする事由について

2号認定・3号認定の申請をする際は、保護者の「保育を必要とする事由」を確認させていただきます。「保育を必要とする事由」として認められるのは次の項目です。

- ①就 労： 月48時間以上就労している
- ②妊娠・出産： 妊娠中又は出産後間がない
- ③疾病・障害： 疾病・障害がある
- ④介護・看護： 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている
- ⑤災害の復旧： 震災・風水害・火災その他の復旧にあたっている
- ⑥求職活動等： 仕事を探している又は起業準備をしている
- ⑦就 学 等： 大学・専門学校・訓練学校等に通っている
- ⑧虐待・DV： 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨そ の 他： 町長が認める上記に類する場合

(4) 支給認定の有効期間について

支給認定の有効期間は下表の通りですが、保育を必要とする事由が妊娠・出産の場合は産前2ヶ月・産後2ヶ月、求職活動の場合は3ヶ月です。

※ 保育を必要とする理由が妊娠・出産又は求職活動の場合には、有効期間終了前にお知らせします。その後も保育所等の利用を希望する場合は、新たに保育を必要とする事由が分かる書類（就労証明書や申立書等）を提出し、支給認定を再度受ける必要があります。

3号認定は、有効期間が終了する月中に、新たに2号の支給認定証を交付します。

支給認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学前まで
2号認定	小学校就学前まで
3号認定	3歳の誕生日の2日前まで

(5) 保育必要量について

2号認定又は3号認定を受ける方には同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により【**保育標準時間(11時間)**】と【**保育短時間(8時間)**】に区分され、それぞれ利用できる時間が異なります。

保育必要量の区分	内容
保育標準時間	主にフルタイム勤務※1を想定した利用で、利用可能時間は最長11時間。 各施設が定める保育標準時間を越えた利用（開所時間内）には別途延長保育料がかかります。
保育短時間	主にパートタイム勤務※2を想定した利用で利用可能時間は最長8時間。 各施設が定める保育短時間を越えた利用（開所時間内）には別途延長保育料がかかります。

※1 1ヶ月120時間以上(おおむね1日6時間以上、週5日以上)

※2 1ヶ月48時間以上120時間未満(おおむね1日4時間以上、週3日以上)

※各施設が定める保育時間は、12ページの

利用できる保育施設

 をご覧ください。

申込みから入所（園）まで

令和5年度の保育所・認定こども園の入所（園）1次申込受付を下記の日程で行います。産休からの復職や転入など、令和5年度途中での入所（園）を希望する方もお申込みください。これから出産される方のお申込みも可能です（母子手帳の提示が必要です）。

7ページの「申込の必要書類」をご記入のうえ、お申込みください。

◆1次申込み

	認可保育所		認定こども園	
施設名	いちのみや保育所 ☎ 0475-42-2514	愛光保育園 ☎ 0475-40-1033	東浪見こども園 （保育部） ☎ 0475-36-7726	一宮どろんこ保育園 （保育部） ☎ 0475-44-7597
日程	①令和4年11月7日（月）9:00～11:30 ②令和4年11月11日（金）9:00～11:30			
場所	①一宮町役場 2階会議室 ②一宮町役場 1階会議室			
予約	混雑防止のため、 <u>申込受付の事前予約をしてください。</u> 【予約受付時間】 平日 午前9時～午後5時 子育て支援課 ☎0475-42-1415			

《上記日程で都合の悪い方》

子育て支援課（役場庁舎2階）で随時受付をします。事前予約のうえ、下記期間内にお申込みください。

- 11月7日（月）～18日（金）のうち平日
午前8時30分～11時15分、午後1時45分～午後5時

原則として窓口での申込みとなりますが、やむを得ない事情がある場合は、電話連絡のうえ郵送で申込みを受付けますのでご相談ください。 **※11月18日（金）必着**

◆2次申込み

日程 11月21日（月）～令和5年2月15日（水）
場所 子育て支援課（役場庁舎2階）

2次にて申し込まれた方は、1次の方の入所・入園が決定した後に審査しますのでご了承ください。

また、2次受付以降に利用申込みをされる場合は、希望月の前月15日までに全ての書類を揃えてお申込みください。

入所（園）決定通知について

▶保育所・認定こども園（保育部）

令和5年2月頃、入所（園）申込者へ利用決定（保留）通知書を送付する予定です。

あわせて保育の必要性や必要量を記載した「支給認定証」を発行します。

「支給認定証」は、申請や届出の際、添付が必要になりますので大切に保管してください。

利用決定は、先着順ではありません。

保育の必要性の確認をし、入所決定をします。電話や訪問により調査をする場合があります。

入所（園）決定後に各保育施設において、入所（園）説明会、面談を実施します。

入所（園）決定後のご注意

入所（園）決定後、下記の場合は速やかに届け出てください。

- ・申請書に記載した内容が変わったとき（住所、家庭状況、勤務先等）
- ・保育料決定後確定申告をしたとき（税の内容が変わったとき）

入所後も就労状況について確認書類の提出を求めたり、事業主に問い合わせることがありますのでご了承ください。

認定こども園の幼稚部について

受付日程は下記のとおりです。詳しくは各認定こども園にお問い合わせください。

こども園名	日程	場所	時間
東浪見こども園（幼稚部） ☎ 0475-36-7726	別途お問合せください		
一宮どろんこ保育園（幼稚部） ☎ 0475-44-7597	11月10日（木）	一宮どろんこ保育園	午前10時～11時

※幼稚部は保護者が働いている・いないにかかわらず施設の利用が可能です。

申込の必要書類

◎印の書類は一宮町ホームページ (<http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/kosodate/hoikusyo/>) からダウンロードできます。

【認可保育所・認定こども園（保育部）】

現在の保育が困難な状況 保育が困難なことを 証明する書類	勤務している		育児休暇中 出産休暇中			勤務内定 「勤務開始後 一就労証明書」 を提出	求職中 ☆勤務が決まり 次第提出	出産予定 申込時に 申込のある 方	病気・ 障害	介護・ 看護	就学 中	災害 復旧
	外勤	自営・ 内職	育申 休取 得中	そ申 の 後 時 は 育 休 取 得	そ申 の 後 時 は 出 産 休 暇 中、 育 休 取 得 し な い							
◎支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
◎現況届 兼 家庭状況調査書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
◎就労（内定）証明書 ※	●		●	●	●	●	☆					
◎自営業・農業就労申告書 ※		●										
事業開始届・領収書・チラシ等		●	※左記書類の提出がない場合、起業準備中として利用調整します									
◎申立書							●	●	●	●	●	●
求職カード等の求職活動を証明する書類							●					
母子手帳の写し								●				
診断書、障害者手帳等の写し									●			
（※いずれか1つ） 介護・看護を受ける方の診断書、 障害者手帳の写し、 介護保険認定結果通知の写し										●		
在学証明書または入学許可書の写し											●	
被災を証明する書類等												●

○就労証明書と自営業・農業就労申告書は、65歳未満の同居家族も必要です。

○申込みの際に提出された書類にて利用調整を行います。申込み時よりも就労時間が増えたとしても、申込み時点での内容で審査します。

○保育所等に入所できた場合、現時点よりも就労日数・時間数が増加することが決定している方は、事業所にその旨も記入していただくよう依頼してください。

○申込み期間終了後に転職し、申込み時点よりも勤務時間等が減った場合は速やかに就労証明書を再提出してください。

○事実と異なる虚偽の記載や申立て又は必要事項を故意に申立てしなかった場合は、内定や決定が取消しになります。また、入所後の調査等で明らかになった場合は、退所となりますので、厳正に申請していただきますようお願いいたします。

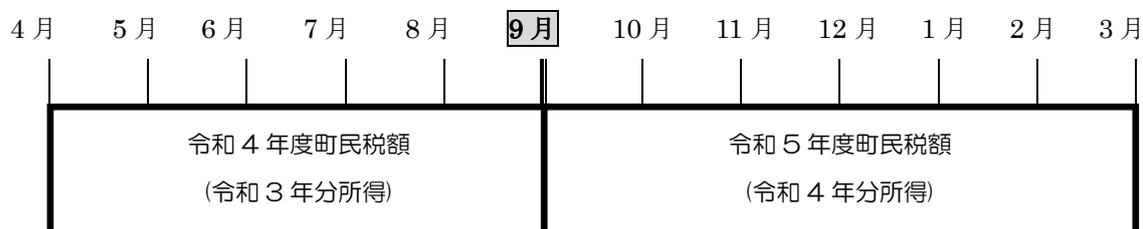
保 育 料

子ども・子育て支援新制度では、市町村民税額^{*}に基づき保育料を算定しています。
算定の基準となる課税年度の切り替え時期は、下表のとおり 9月です。

※寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を適用する前の税額

【参考】令和5年度保育料

令和5年度4月～8月分保育料	令和4年度市町村民税額により算定
令和5年度9月～3月分保育料	令和5年度市町村民税額により算定



決 定

- ・ 公立保育所、私立保育園、私立認定こども園の保育料は同じ基準で町が定めます。ただし、延長保育料金は施設により異なります。
- ・ 保育料は、子どもの扶養義務者である父母の市町村民税額を基に決定します。なお、子どもと同居の祖父母等が家計の中心者であるとみなされる場合は、祖父母等の市町村民税額も保育料算定の対象となります。
- ・ 令和5年度保育料の決定通知は4月中に施設を通じてお渡しします。
- ・ 保育料決定に必要な書類の提出がない場合は、最高額の保育料で決定します。また、所得による副食費の免除対象とはなりません。

幼児教育・保育の無償化について

- ・ 3～5歳児
保育料については、令和元年10月から無償化となりました。
無償化に伴い、主食費（お米）に加え、今まで保育料の一部であった副食費（おかず・おやつ代）を別途お支払いいただきます。
以下のお子さんは副食費を免除します。
 - ①年収360万円未満相当世帯のお子さん
 - ②町の独自軽減策として、年齢制限なし（税法上の扶養親族）第3子以降のお子さん
- ・ 0～2歳児
市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。

多子軽減の適用

- ・以下に該当する場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、保育料は第2子が半額、第3子以降が無料となります。

【保育所・認定こども園】 小学校就学前の範囲内に同時入所のきょうだいがいる場合

※ただし、兄弟が幼稚園や障害児通所施設などに在籍している場合は、その状況が分かる書類の添付が必要です。

納 付

● 3歳未満児（保育料）

- ・保育所（園） 【いちのみや保育所、愛光保育園】

支払いは口座振替でお願いします。

振替日は当月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日。12月のみ25日）です。残高不足等で振替が出来なかった場合は、後日納入通知書を送付しますので、現金で役場会計課へ納めてください。

納入が確認できない場合は、児童手当法に基づき児童手当から特別徴収する場合があります。

- ・認定こども園 【東浪見こども園、一宮どろんこ保育園】

園の定める方法によりお支払いください。

● 3歳以上児（給食費）

副食費は月額4,500円（参考：令和4年度）です。

主食費の金額、給食費の徴収方法は各園で異なりますので、直接お問い合わせください。

減 額

- ・主たる稼働者が失業（自己退職を除く）したとき又は災害や病気などで特別に費用がかかり、保育料を納入することが著しく困難な場合に保育料の全部又は一部を免除されることがあります。
- ・保育料減免申請書に必要書類を添付して提出してください。（必ず減免されるとは限りません。）
- ・決定した翌月から適用されます。期限は理由により異なり、その年度内に限ります。

《参考：令和4年度保育料表》

○0～2歳児保育料：保育所及び認定こども園（保育部）に適用されます。

各月初日に支給認定子どもの属する 世帯の階層区分	保育料(月額)	
	保育標準時間	保育短時間認定
①生活保護法による被保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 ※注	0円	0円
③市町村民税 所得割額48,600円未満	16,100円	15,800円
④市町村民税 所得割額97,000円未満	22,600円	22,200円
⑤市町村民税 所得割額169,000円未満	28,600円	28,100円
⑥市町村民税 所得割額301,000円未満	33,800円	33,200円
⑦市町村民税 所得割額301,000円以上	46,200円	45,400円

※注) 2階層は均等割・所得割いずれも非課税の世帯が対象です。均等割のみ課税の方は3階層に区分されます。

【下記階層区分に該当するひとり親世帯等※における第1子、第2子以降の保育料】

各月初日に支給認定子どもの属する 世帯の階層区分	対象世帯 子ども	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間認定
②市町村民税 非課税世帯		0円	0円
③市町村民税 所得割額 48,600円未満	第1子	7,550円	7,400円
	第2子以降	0円	0円
④市町村民税 所得割額 77,101円未満	第1子	7,550円	7,400円
	第2子以降	0円	0円

※ひとり親世帯等…「母子・父子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）」

各月初日に支給認定子どもの属する 世帯の階層区分	対象世帯 子ども	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間認定
④市町村民税 所得割額 57,700円未満	第2子	11,300円	11,100円
	第3子以降	0円	0円

※この他、4階層の一部においても国の負担軽減策があります。

※上記保育料の他、給食費など各施設において保護者に負担していただく費用があります。詳しくは各施設にお問合せください。

延長保育について

公立保育所

保育所にお申込みください。入所後、保育所から手続きについてご案内します。

公立保育所以外の施設

園で受付・決定しています。利用方法や延長保育料については直接お問合せください。

その他保育サービス

一時保育

詳しくは施設に直接お問合せください。

病児保育

下記の2施設に委託して実施しています。子育て支援課子育て支援係で利用登録してください。

病児保育室	酒井医院病児保育 (ラッコッコ)	外房こどもクリニック病児保育 (パウルーム)
所在地	長生郡白子町北高根 2389 酒井医院内	いすみ市岬町和泉 1880-4 外房こどもクリニック内
電話番号	0475(33)1188	0470(80)2121
利用日時	午前7時から午後7時 月～水・金・土曜日(木・日・祝日休み)	午前8時30分から午後6時 月～金曜日(土・日・祝日休み)
利用料金	1日 2,500円 半日 1,500円(5時間以内) (昼食・おやつ付) 医療費別途	1日 2,000円 半日 1,000円(4時間以内) (昼食は持参又は実費負担) 医療費別途

利用できる保育施設

		認可保育所		認定こども園	
施設名		いちのみや保育所	愛光保育園	東浪見こども園	一宮どろんこ保育園
設置経営		一宮町	(福)一粒の麦福祉会	(福)一粒の麦福祉会	(福)どろんこ会
定員		85人	80人	幼稚部 15人 保育部 65人	幼稚部 20人 保育部 150人
所在地		〒299-4301 一宮町一宮 1201-4	〒299-4312 一宮町宮原 69	〒299-4303 一宮町東浪見 8077-4	〒299-4301 一宮町一宮 8683
電話番号		(42)2514	(40)1033	(36)7726	(44)7597
認可年月日		S36.5.8	S28.4.1	H28.4.1	H29.4.1
施設構造		鉄筋平屋建	鉄骨2階建	鉄骨平屋建	木造2階建
建物延床面積		709.99 m ²	567.67 m ²	609.79 m ²	1,385.25 m ²
開所時間		平日・土曜とも 7:00～19:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～15:30	平日 7:00～19:00 土曜 8:00～17:00 (幼稚部は 平日 9:00～15:00)	平日・土曜とも 7:00～20:00 (幼稚部は 平日 8:30～15:30)
保育時間	標準時間利用 (最長11時間)	平日・土曜とも 7:00～18:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～15:30	平日 7:30～18:30 土曜 8:00～17:00	平日・土曜とも 7:00～18:00
	短時間利用 (最長8時間)	平日・土曜とも 8:00～16:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00	平日・土曜とも 8:00～16:00	平日・土曜とも 8:00～16:00
子育て支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育・障害児保育 一時保育・庭開放 育児栄養相談 親子教室(入所前児童対象) はらっぱ文庫(絵本貸出) 	<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター 「おおぞら」 	<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター 「しおかぜ」 	<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター 「ちきんえつぐ」

※保育施設情報については、令和4年10月1日現在で、今後の状況により変更になることがあります。

一宮町保育施設の位置



■令和5年度 クラス編成

保育施設のクラス編成は4月1日時点の満年齢により区別されます。年度の途中で年齢が上がってもクラスが変更になることはありません。

令和5年度のクラス編成は次のとおりです。

受入年齢	利用申込を行うお子さんの生年月日	卒園
5歳児	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日生	R6. 3. 31
4歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日生	R7. 3. 31
3歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日生	R8. 3. 31
2歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日生	R9. 3. 31
1歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日生	R10. 3. 31
0歳児	令和4年(2022年)4月2日以降	R11. 3. 31

